

子の看護休暇・介護休暇が 時間単位で取得できるようになります！

(令和3年1月1日施行)

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、**時間単位で取得できるようになります。**

<改正のポイント>

改正前

- ・ **半日単位**での取得が可能
- ・ 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



改正後

- ・ **時間単位**での取得が可能
- ・ **全ての労働者が取得**できる

- ☞ 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、**労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。**
- ☞ 法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。
 - ・ 法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
 - ・ 既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。

(注) いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

- ☞ 就業規則の規定例、労使協定により一定の範囲の者を除外する場合の例については、厚生労働省HPでご紹介しています。



- ☞ 時間単位で利用できる有給の看護休暇等の制度を導入し、休暇取得者が生じた等の要件を満たした場合、両立支援等助成金の対象となる場合があります。



育児・介護休業法に関するお問い合わせは、
東京労働局雇用環境・均等部指導課へ (TEL 03-3512-1611)

助成金についてのお問い合わせは、雇用環境・均等部企画課が担当となります。